

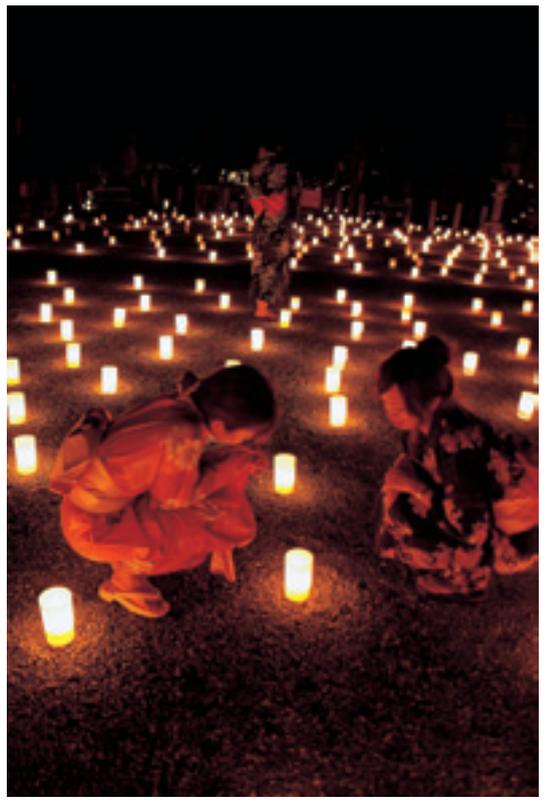
広報



てんかわ



洞川・龍泉寺の燈花会



主な内容

平成21年度 一般会計決算	2
ご長寿おめでとうございます	5
国保診療所・ほほえみポート天川・ごみ収集 11月の予定表 ..	9・10
保健事業のお知らせ	11
「天川賛歌」(7)	12・13
議会だより	15~18
お知らせ	19~23

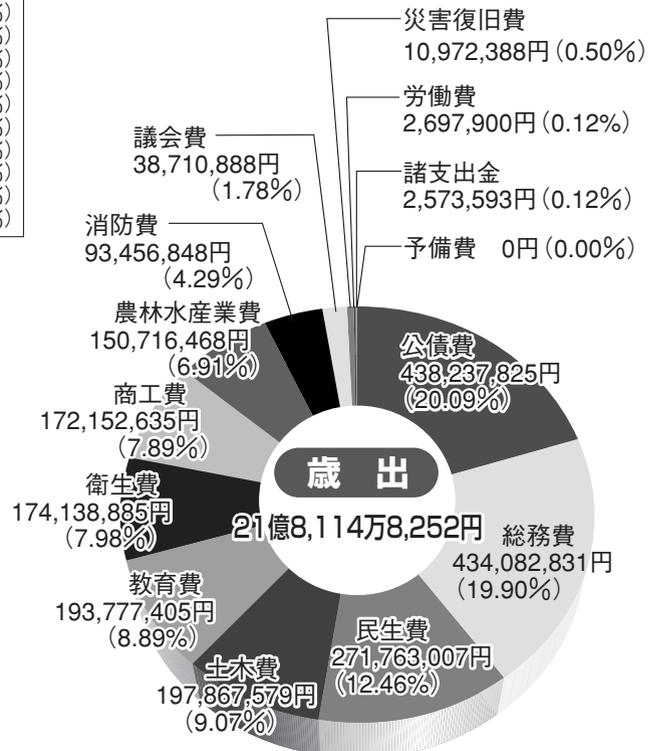
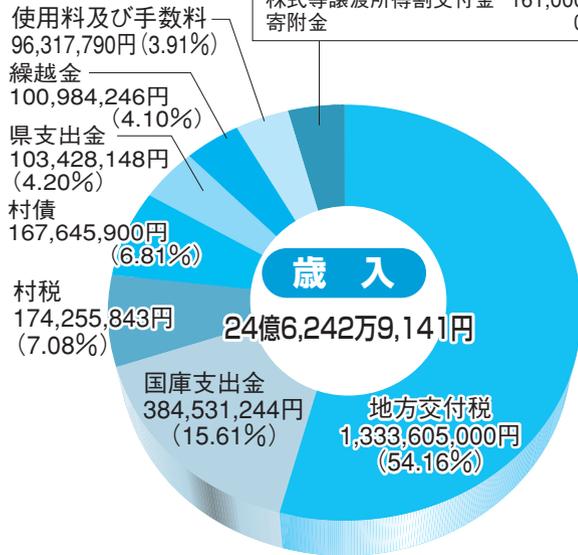
No.405

10

2010.10.31発行

平成21年度 一般会計決算

諸収入	41,935,092 (1.70%)
地方消費税交付金	19,804,000 (0.80%)
地方譲与税	16,717,023 (0.68%)
分担金及び負担金	7,592,500 (0.31%)
自動車取得税交付金	6,424,000 (0.26%)
財産収入	3,346,355 (0.13%)
地方特例交付金	2,880,000 (0.12%)
繰入金	1,686,000 (0.07%)
利子割交付金	732,000 (0.03%)
配当割交付金	383,000 (0.02%)
株式等譲渡所得割交付金	161,000 (0.01%)
寄附金	0 (0.00%)



歳入 24億6,242万9,141円

歳出 21億8,114万8,252円

歳入	歳入額(円)	構成比
地方交付税	1,333,605,000	(54.16%)
国庫支出金	384,531,244	(15.61%)
村税	174,255,843	(7.08%)
村債	167,645,900	(6.81%)
県支出金	103,428,148	(4.20%)
繰越金	100,984,246	(4.10%)
使用料及び手数料	96,317,790	(3.91%)
諸収入	41,935,092	(1.70%)
地方消費税交付金	19,804,000	(0.80%)
地方譲与税	16,717,023	(0.68%)
分担金及び負担金	7,592,500	(0.31%)
自動車取得税交付金	6,424,000	(0.26%)
財産収入	3,346,355	(0.13%)
地方特例交付金	2,880,000	(0.12%)
繰入金	1,686,000	(0.07%)
利子割交付金	732,000	(0.03%)
配当割交付金	383,000	(0.02%)
株式等譲渡所得割交付金	161,000	(0.01%)
寄附金	0	(0.00%)
合計	2,462,429,141	(100.00%)

歳出	歳出額(円)	構成比
公債費	438,237,825	(20.09%)
総務費	434,082,831	(19.90%)
民生費	271,763,007	(12.46%)
土木費	197,867,579	(9.07%)
教育費	193,777,405	(8.89%)
衛生費	174,138,885	(7.98%)
商工費	172,152,635	(7.89%)
農林水産業費	150,716,468	(6.91%)
消防費	93,456,848	(4.29%)
議会費	38,710,888	(1.78%)
災害復旧費	10,972,388	(0.50%)
労働費	2,697,900	(0.12%)
諸支出金	2,573,593	(0.12%)
予備費	0	(0.00%)
合計	2,181,148,252	(100.00%)

※平成21、22年度の2ヶ年にわたり継続する事業について、平成22年度に予算を繰り越しました。

(繰越額：473,076,400円)

平成21年度天川村各会計歳入歳出決算審査

平成21年度決算について、平成22年8月20・23日に監査委員の審査を受け、平成22年9月議会で報告しました。

監査委員からは、審査に付された書類は、関係法令に準拠して作成されており、かつ、それらの計数は証書類と符合し正確であるという審査報告とともに、審査の意見として下記のとおり提出がありました。

審査の意見

平成21年度の決算は、税収が若干の減少傾向にあるものの、地方交付税については、地域雇用創出推進費の創設等により、前年度と比較して4.62%、58,869千円増加している。また、昨年度からの国の緊急経済対策に伴う2億円規模の各種臨時交付金の交付により、地域活性化のための有効事業が精力的に実施されている。一方、過去における地方交付税の減収の影響により依然厳しい財政状況に変わりはなく、昨年同様人件費をはじめとする経常経費の削減を行うことで、歳出の抑制に努めている。

こうした中で、平成21年度は地域活性化・緊急安心実現総合対策事業、生活対策臨時交付金事業及び経済危機対策臨時交付金事業のほか、主要な施策として道路、上下水道などの社会資本の整備、高齢化社会に対応する各種福祉施策の推進、基幹産業である林業振興施策の推進や観光産業の振興、教育の充実など多様な施策を行っている。

この結果として、一般会計の歳入歳出の決算総額は、各種臨時交付金事業の影響等もあり前年度と比較して大幅に増加、収支差引額は281,281千円で、実質収支においても2億円を超える黒字決算となった。

これにより、平成22年度も比較的堅調な財政運営を行える状況となっている。

しかしながら、過疎化、高齢化が進み、林業等基幹産業が低迷を続ける中、高齢化対策を中心とした行政需要の増加に加えて、大型投資事業への村債の発行に伴う公債費の増加をはじめ、既存施設の維持管理費等の経常経費についても年々増加傾向にあり、長年にわたり整備してきた道路等公共施設の老朽化等の問題も抱えている。さらに生活環境の整備や学校施設の整備充実などへの投資的経費も今後予想される。

このため、今後も健全で均衡ある財政運営に取り組んでいくためには、行財政改革を継続して実施するとともに、更なる事務事業の見直しや施策の点検を行い、優先度に応じた財源の重点的かつ効果的な活用を図ることで、「ゆたかな自然と歴史の宝庫 暮らしに夢ひらく天川村」（本年3月に策定された天川村長期総合計画のむらの将来像）の実現に向けたむらづくりを推進されるよう強く望むものである。

平成22年9月6日

天川村長 柿坂 彌壽磨 殿

天川村監査委員 河北 和久
天川村監査委員 阪谷 均

財政健全化指標の公表

◎ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に公布され、平成19年度決算から毎年、4つの健全化判断比率と公営企業（簡易水道、下水道事業）については資金不足比率を算定し、監査委員の審査、議会への報告を経て、公表が義務付けられました。

平成21年度決算について、平成22年9月6日に監査委員の審査を受け、平成22年9月議会で報告しましたのでこれを公表します。

平成21年度決算に基づく財政健全化審査意見書

1. 審査の概要

この財政健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項並びに公営企業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項並びに公営企業における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	平成21年度		早期健全化判断基準	
① 実質赤字比率	—	%	15.00	%
② 連結実質赤字比率	—	%	20.00	%
③ 実質公債費比率	13.1	%	25.0	%
④ 将来負担比率	82.6	%	350.0	%

公営企業会計名	資金不足比率		早期健全化判断基準	
洞川簡易水道事業特別会計	—	%	20.00	%
栃尾簡易水道事業特別会計	—	%	20.00	%
中央簡易水道事業特別会計	—	%	20.00	%
下水道事業特別会計	—	%	20.00	%

(2) 個別意見

① 実質公債比率について

平成21年度の実質公債費比率は、13.1%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り概ね適正となっている。

② 将来負担比率について

平成21年度の将来負担比率は、82.6%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回り概ね適正となっている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

天川村長 柿坂 彌壽磨 殿

審査の結果を上記のとおり報告する。

平成22年9月6日

天川村監査委員 河北 和久
天川村監査委員 阪谷 均

ご長寿おめでとうございます。

高齢者の皆さま、ご長寿おめでとうございます。

9月21日、柿坂村長が米寿（88歳）の方々の家庭を訪問し、村からのお祝いの品をお届けしてご長寿をお祝いしました。

本年、米寿を迎えられる方は（大正11年1月1日から大正11年12月31日生）14人です。戦前戦後の日本の混乱期を支えてこられた皆さまに敬意を表すると共に、これからも健康に留意されまして益々ご活躍いただきますよう、又、人生の経験を生かし後輩をご指導下さいますようお願いいたします。

※松谷ヒデノさん（洞川） 福上キヨコさん（沢原） 阪岡文男さん（南日裏）は不在のため訪問できませんでした。



辻 光子さん（洞川）



阪本 花子さん（洞川）



松谷 静代さん（洞川）



大西 良治さん（洞川）



新子 昇さん（洞川）



橋田 千鶴子さん（洞川）



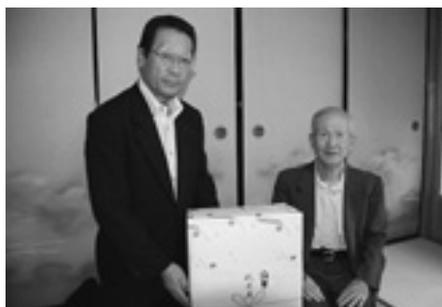
森本 祐次さん（川合）



柿坂 貞子さん（坪内）



和泉 キミエさん（栃尾）



梶本 成一さん（和田）



泉谷 善一さん（広瀬）

秋の火災予防運動が始まります。

～『「消したかな」あなたを守る合言葉』～（平成22年度全国統一防火標語）

平成22年 秋季全国火災予防運動 11月9日(火)～15日(月)までの7日間

この運動は、火災の発生しやすい気候となる時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を大幅に減少させ、財産の損失を防ぐことを目的とします。

天川村消防団・天川村総務課

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント -3つの習慣・4つの対策-

- 【3つの習慣】
- 寝たばこ**は、絶対やめる。
 - ストーブ**は、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
 - ガスコンロ**などのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 【4つの対策】
- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
 - 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する。
 - 火災を小さいうちに消すため、**住宅用消火器等**を設置する。
 - お年寄りや体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

秋の交通安全運動が実施されました

9月21日から9月30日まで「交通事故のない やすらぎの 大和路づくり」をスローガンに秋の交通安全運動による各行事が実施されました。

今年は、人身事故が減少傾向にある中で、飲酒運転による人身事故の割合は増加傾向にあることから、天川村交通安全対策協議会会議の席上で、柿坂村長より大久保中吉野警察署長へ飲酒運転根絶宣言がなされました。

村内主要交差点での街頭指導では、昨年に引き続き天川村交通安全母の会の役員により作成された啓発物品の「アクリルたわし」を配布させていただきました。また、交通安全施設設備点検デーには、交通安全協会の役員を中心にカーブミラーの点検や清掃等を実施しました。ご協力いただきました皆様、どうもありがとうございました。引き続き交通安全に努めましょう。



飲酒運転根絶宣言



6月19日
梨の標語書き（交通安全母の会）



9月11日
梨の収穫（交通安全母の会）



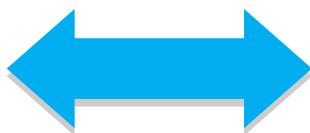
9月21日・30日 街頭指導

今、学校教育は

No.6

学習指導要領がかわります！

ゆとり？



詰め込み？

ニュース等で日本の子ども達の「学力低下」が問題になることがあります。今回の改訂ではそれも含んだものとなっているようです。その際、「ゆとり」か「詰め込み」かを対立的に捉えるのではなく、基礎的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成の両方をバランスよく伸ばすという観点が大切になってきます。そのためには授業時数を増加し、教育内容の改善が必要となります。今回は時間数、次回は内容についてみていきます。

○小学校 国語・社会・算数・理科・体育の授業時数を6年間で約1割増加します。

国語	：1・2年生で週9時間に増加	算数	：2～6年生で週5時間に増加
理科	：4～6年生で週3時間に増加	体育	：1～4年生で週3時間に増加
外国語活動	：5・6年生で週1時間新設		

小学校年間標準授業時数の新・旧比較表

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	6年間合計
新	850	910	945	980	980	980	5645
旧	782	840	910	945	945	945	5367

○中学校 国語・社会・数学・理科・保健体育・外国語の授業時数を3年間で約1割増加します。

国語	：2年生で週4時間に増加	社会	：3年生で週4時間に増加
数学	：1・3年生で週4時間に増加	理科	：2・3年生で週4時間に増加
保健体育	：各学年で週3時間に増加	外国語	：各学年で週4時間に増加

中学校年間標準授業時数の新・旧比較表

	1年	2年	3年	3年間合計
新	1015	1015	1015	3045
旧	980	980	980	2940

小学校はH23年（天小は本年度より完全実施）、中学校はH24年から完全実施となっています。

紀伊半島 秘境コンサートツアーが天川村で開催されました

9月22日天川村山村開発センター大ホールにて、世界中を飛び回るコンポーザー・ピアニスト（作曲家兼ピアニスト）天平さんのピアノコンサートが開催されました。

開演1時間前よりブログで情報を得た村外のお客様が来られるほどの人気で約70人もの方が秋の夜長を楽しまれました。

天川村での演奏は、前回の紀伊半島秘境コンサートツアーより3年ぶりの演奏となり、このコンサートの皮切りが天川村になります。

天平さんは、みたらい渓谷に魅せられ、みたらい渓谷をイメージして作曲し、ご自身のブログでも、好きな場所は天川村と言われるほど、天川の歴史や自然が大好きなようで、今回の秘境コンサートをするにあたり、紀伊半島の良さを次のように語られています。（中村天平ブログより引用）



「コンサートツアーを行なう紀伊半島の中心は山奥で高速道路も電車も通っていません。だからこそ美しい水や美しい自然が残っているし、伝統的な建造物や幻想的な景色、そして温かい人々がいる。この素晴らしい紀伊半島の事をあまり良く知らない人達の為にも知って欲しいし紀伊半島の山奥に住んでいて、なかなかピアノのコンサートを聴く機会が無いという人達にピアノのコンサートを聴いて欲しい。そして、何より僕が愛すべきこの土地で旅をしながらコンサートを出来るという事に喜びを感じています。」

天川村でのコンサートはこの思いを胸に演奏が始まりました。

雲の合間に満月が見え、虫の音が心地よい静かな夜、天平さんのピアノの音色は心が和み何か

心が安らぐ、正に「癒し」の1時間30分でした。

演奏に拍手は鳴り止まず、2回のアンコール演奏をしていただきました。

天平さんへ「癒し」の時間を提供していただいた感謝の気持ちを込めて、客席より花束が送られました。演奏が終わって感動の涙を浮かべる観客の姿もチラホラ見受けられました。



天平さんより村民の皆様へ

「演奏を聞きに来てくれた皆様、本当にありがとうございました。この秘境コンサートツアーは、今後も続けていきたいと思っておりますので、今後とも暖かい声援をよろしくお願いいたします。また、今回聴きに来れなかった皆様、機会がありましたら是非聴きに来て下さいね。」



国保診療所・ほほえみポート天川・ ごみ収集 11月の予定表



日	曜日	国 保 診 療 所		ほほえみポート天川 保 健 事 業	ごみ 収 集
		午 前 (受付 午前8:30 ~11:00)	午 後 (受付 午後1:30 ~3:30) <small>(木曜日のみ午後2:00~3:30)</small>		
1	月	診 察	インフルエンザ予防接種		燃焼
2	火	診 察	検 査 日		資源 1
3	水	閉 館 日 (文化の日)			
4	木	休 診	診察 (西尾医師)		不燃
5	金	診 察	インフルエンザ予防接種	脳のトレーニング教室 運動機能向上教室10:30~	燃焼
6	土	閉 館 日			
7	日	閉 館 日			
8	月	診 察	インフルエンザ予防接種		燃焼
9	火	診 察	検 査 日		資源 1
10	水	診 察	インフルエンザ予防接種	脳のトレーニング教室	粗大
11	木	休 診	診察 (西尾医師)	うさちゃんくらぶ10:30~	資源 2
12	金	診 察	インフルエンザ予防接種	脳のトレーニング教室 運動機能向上教室10:30~	燃焼
13	土	閉 館 日			
14	日	閉 館 日			
15	月	診 察	インフルエンザ予防接種		燃焼

* 医師が不在の時は、投薬できませんので、薬の切れる方は、早めに受診して下さい。

* インフルエンザ予防接種実施日は一般診察は休診となります。



国保診療所・ほほえみポート天川・ ごみ収集 11月の予定表



日	曜日	国 保 診 療 所		ほほえみポート天川 保 健 事 業	ごみ 収 集
		午 前 (受付 午前8:30 ~11:00)	午 後 (受付 午後1:30 ~3:30) <small>(木曜日のみ午後2:00~3:30)</small>		
16	火	診 察	検 査 日		資源 1
17	水	診 察	インフルエンザ予防接種	脳のトレーニング教室	粗大
18	木	休 診	診察 (西尾医師)		不燃
19	金	休 診		脳のトレーニング教室 運動機能向上教室10:30~	燃焼
20	土	閉 館 日			
21	日	閉 館 日			
22	月	診 察	インフルエンザ予防接種		燃焼
23	火	閉 館 日 (勤労感謝の日)			
24	水	診 察	インフルエンザ予防接種	脳のトレーニング教室	粗大
25	木	休 診	診察 (西尾医師)		資源 2
26	金	診 察	インフルエンザ予防接種	脳のトレーニング教室 運動機能向上教室10:30~	燃焼
27	土	閉 館 日			
28	日	閉 館 日			
29	月	診 察	インフルエンザ予防接種		燃焼
30	火	診 察	検 査 日		資源 1

見える所に貼り、ご活用下さい。

保 健 事 業 の お 知 ら せ

うさちゃんクラブのご案内

今月は調理実習を予定しております。お子さま同士の遊び場に、また保護者の方の交流の場に、ぜひご参加ください。お待ちしております。

日 程	時 間	会 場	内 容	申込み
11月11日(木)	10:30~ 14:00	ほほえみポート天川	みんなで作ろう! ～親子で調理実習をします～	必 要

- ※ 参加対象・・・生後4ヶ月～幼稚園入園前までの親子
- ※ 持ち物・・・タオル・お茶 など
- ※ 送迎を希望される方は、前日までにご連絡下さい。



インフルエンザに関するお知らせ

寒くなり、インフルエンザの流行する季節となってきます。インフルエンザの予防は日頃からの健康づくりが大切です。それと共に感染の拡大を防ぐには、ひとりひとりの意識が重要です。「うつらない」、そして万が一インフルエンザに感染しても「うつさない」という強い意識を持って日頃の予防に注意していただきますようお願いいたします。

受診に際しては・・・

- ・インフルエンザを疑う場合は、必ず受診前に医療機関に電話連絡をし、医療機関の指示に従って受診してください。
- ・また、体調の変化には十分ご注意ください、異変を感じる場合は、くれぐれも無理をせず、速やかに医師にご相談ください。

次にインフルエンザ予防接種についての費用助成についてお知らせします。対象ごとに手続き方法が異なりますので、ご注意ください。

費用助成対象

天川村に住民票がある方が対象となります。

- ①非課税世帯及び生活保護世帯は3,600円（上限）を村で負担します。
↓②と③は天川村独自に実施しています。
- ②0歳～中学校3年生までのお子さんは、全額を村で負担します。
- ③65歳以上の方は、費用の一部1,000円を村で負担します。



申請方法

【天川村国保診療所で接種した場合】

- 手続きは不要です。対象の方に応じて診療所の窓口にて費用徴収しています。

【村外の医療機関で接種した場合】

0歳～中学校3年生までのお子さん及び非課税世帯・生活保護世帯の方

- 医療機関の窓口で接種費用全額を自己負担し、領収書を受け取って下さい。
- 次の準備をして、ほほえみポート天川内住民課までお越し下さい。
 - ・印鑑 ・領収書（紛失された場合は、医療機関での証明が必要になります。）
 - ・振込み口座（役場に登録されている場合は必要ありません。）
- 申請受付後、指定の口座に振り込みします。

65歳以上の方

- 接種前にほほえみポート天川内住民課にて、医療機関宛の書類を交付します。それを持って医療機関で接種を受けて下さい。

検診や教室等の内容やお申し込みの方法、その他、疑問な点やご不明な点につきましては、
ほほえみポート天川内保健師までお気軽にお問い合わせください。

連絡先 ☎63-9110



「天川賛歌」(7・最終回)

・・・各分野から「天川村の力」一言メッセージ・・・

今年4月から連載を開始し、いよいよ今月で7回目・最終回となりました。
いろいろなジャンルの各界著名な皆様から「天川村賛歌」をいただき、そのご専門からも「天川村の貴重さ」が多様に及ぶことを実感していただけたと思います。
先生方には、この紙面をお借りしてあらためて感謝申し上げます。

風景写真家	米谷昌浩	4月号掲載
写真家	林幸恵	9月号掲載
奈良県立橿原考古学研究所所長	菅谷文則	8月号掲載
奈良植物学研究会	森本範正	4月号掲載
奈良教育大学名誉教授	西田史朗	8月号掲載
日本野鳥の会奈良支部前支部長	小船武司	7月号掲載
森林インストラクター	水谷道子	9月号掲載
大阪産業大学人間環境学部講師	谷幸三	5月号掲載
奈良県山岳連盟副会長	梅屋則夫	7月号掲載
全国源流ネットワーク代表	中村文明	5月号掲載
奈良インターカルチャー 代表 ロケーションコーディネーター	佐野純子	6月号掲載
森林再生支援センター 専門委員	高田研一	
奈良女子大学 共生科学研究センター	佐藤拓哉	6月号掲載
ルーラルリサーチ (天川村の空気を育む会)	池亀建治 磯村幹夫 幸家大郎	

(順不同・敬称略)

天川カにひきつけられて

天川村には他所にないすばらしい魅力が備わっています。

豊かな自然、山岳信仰・修験道・役行者、南朝以来の歴史という貴重な資源です。大峰山にも何度か来ていて、すっかり天川の魅力のとりこになってしまいました。幾つかの縁により「天川の空気を育む会」に参加させてもらい、天川の方々と親交ができました。

天川は、講というかたちで、まちの人を「癒し」「みがく」場として長年にわたり人を惹きつけ続けています。村の人々もそれを誇りに思い、篤く想いを語ってくれるなど、本当にすばらしいところです。

近年、社会が大きく変化して、まちは経済至上主義のもと潤いがなくなって軋轢ばかり、人々の心は荒廃、疲弊しています。

今こそ、まちのひとは、自然を直視し、自然のふところの中で自分を「みがく」ことのできる場所として、天川を必要としています。

まちの人々を天川に「引き込む新たな装置」をまちの観点から提案し、実現させたいと、「ルーラルリサーチ」という活動を仲間と行っています。

ルーラルリサーチ（天川の空気を育む会） 池亀 建治
磯村 幹夫
幸家 大郎

「帰りそびれた」貴重な森

一万数千年前の昔、それまで長く西日本の広くを覆っていた亜寒帯の針葉樹林が、徐々に北へ北へと帰り始めたのに、紀伊半島のあまりの高みに帰りそびれたものがいた。シラビソである。

シラビソは林をつくり天川の村に、大峯の山々に残った。その傍にはオオヤマレンゲなどのやはり帰りそびれた美しい花をもつ植物などが何種類もシラビソに従い、全国まれにみる貴重な森をつくってきた。

いま、麓の景色、人の暮らしが少しずつ、そして大きく変化する中で、これまで見たことのないほど多くのシカがこの場で暮らすようになった。シカも自然の一員。それでも無理のない生息密度の20倍もいれば、森が壊れる！山が崩れる。

これをみんなで何とかしなければなりません。

森林再生支援センター専門委員 高田 研一

※なお、天川村ホームページにて「天川賛歌」全文を紹介中です。

【ご存知ですか？国民年金の任意加入制度】

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額の年金に近づけることができます。なお、老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます）。

また、海外に在住する日本国籍の方も国民年金に任意加入することができます。

年金の加入記録をインターネットでいつでも確認することができます。 【インターネットで年金の加入記録が確認できます】

例えば、「厚生年金の加入記録を確認したい」ときや、「国民年金保険料の納め忘れがないか確認したい」ときなどにご利用ください。

ご利用になるには、ユーザID・パスワードが必要となります。

お申し込みは日本年金機構ホームページまでお願いします。

(<http://www.nenkin.go.jp/>)

日本年金機構・天川村



洞川エコミュージアムセンター 平成22年度 自然観察会ご案内

⑧ 鉱山の歴史ある「天和山」ハイキング 大峯奥駈道を一望 今年こそ！

11月14日(日) 9:10~16:30

シリーズ大峯奥駈道に行く。昨年のリベンジ＝大峯奥駈の山々を一望できる前衛の山を縦走！
晴れば絶景！！歩行計約6時間。(中級者向：下りハード)(※雨天及び雨天後は中止)

【集合場所】天川村役場駐車場(登山口送迎)

【講師】天川を学ぶ会 大西房次先生

【持ち物】弁当・水筒・帽子・タオル・雨具・登山の服装等

【参加費】2,500円(小中学生半額)

【申込み・問合せ先】〒638-0431 奈良県吉野郡天川村洞川784-32 洞川エコミュージアムセンター
☎0747-64-0999 ☎0747-64-0888 <E-mail> eco@vill.tenkawa.lg.jp

※ 参加費の一部は天川村の自然を守る「山癒の里基金」に寄附させていただきます。

議会だより

平成二十二年第三回定例会を開催しました。

平成二十二年第三回天川村議会定例会が、九月十日に召集され開会しました。会期については九月十七日までの八日間と定め、原案のとおり承認、認定、可決して閉会しました。

承認事項

◆天川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分承認を求めました。

◆児童扶養手当法の改正に伴い、本年八月より新たに父子家庭にも児童扶養手当が支給されることから、父子家庭における受給調整の規定を設けるため、所要の改正を行ったものであります。

報告事項

◆平成二十一年度決算に基づく天川村健全化判断比率等の報告

村長から健全化判断比率並びに公営企業会計における資金不足比率の報告を受けました。実質交際費比率並びに資金不足比率について、早期健全化基準と比較するといずれもこれを下回っており概ね適正となっております。

認定事項

～決算について～

◆平成二十一年度天川村一般会計歳入歳出決算の認定について

歳入決算額 一, 四六二, 四二九千円
歳出決算額 一, 一八一, 一四八千円
差引残額 (二十一年度繰越) 二八一, 二八一千円

◆平成二十一年度天川村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入決算額 二七八, 六五四千円
歳出決算額 一七三, 六九二千円
差引残額 (二十一年度繰越) 四, 九六二千円

◆平成二十一年度天川村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入決算額 一, 〇三二千円
歳出決算額 一, 四二五千円
差引残額 (二十一年度繰越) 六〇七千円

◆平成二十一年度天川村国民健康保険直診勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入決算額 一六七, 八八一千円
歳出決算額 一六六, 一三九千円
差引残額 (二十一年度繰越) 一, 七四二千円

◆平成二十一年度天川村洞川簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入決算額 一三三, 四三〇千円
歳出決算額 一一, 九四七千円
差引残額 (二十一年度繰越) 九四七千円

一, 四八三千円
◆平成二十一年度天川村栃尾簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入決算額 二, 五六五千円
歳出決算額 一, 九九九千円
差引残額 (二十一年度繰越) 五六六千円

◆平成二十一年度天川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入決算額 一四六, 〇三七千円
歳出決算額 一四五, 〇二七千円
差引残額 (二十一年度繰越) 一, 〇一〇千円

◆平成二十一年度天川村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入決算額 二四八, 三八三千円
歳出決算額 二四五, 五六六千円
差引残額 (二十一年度繰越) 二, 八一七千円

◆平成二十一年度天川村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入決算額 二九一, 九二一十千円
歳出決算額 二八九, 一一六千円
差引残額 (二十一年度繰越) 一, 七九五千円

◆平成二十一年度天川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入決算額 三三三, 六四六千円
歳出決算額 三三三, 四六二千円
差引残額 (二十一年度繰越) 一八四千円

◆決算については議員全員による決算審査特別委員会が設置され、委員長に小屋議員、副委員長に辻議員が互選され九月十三日、十四日の二日間にわたり

審査が行われ次のとおり委員長より決算審査についての報告がありました。

九月定例会に上程されました認定第一号「平成二十一年度天川村一般会計歳入歳出決算の認定について」、認定第二号から認定第十号までの平成二十一年度各特別会計「九会計」の歳入歳出決算の認定については、九月十日の本会議において、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、付託されたところであります。

本委員会は、本会議に設置された後、正副委員長の互選と審査についての協議を行いました。

その結果、委員長には私、「小屋」を、副委員長に「辻委員」を選出し、審査日九月十三日、十四日の二日間で慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

まず、審査経過についてですが、九月十三日、午前九時より理事者並びに関係課長等の出席のもと、監査委員の関与を要する事項を踏まえ、各会計の決算審査意見書を踏まえ、各会計の平成二十一年度歳入歳出決算事項別明細、実質収支に関する調査、基金の状況、出資金貸付金の状況等について審査を行いました。

続いて、十四日は、平成二十一年度実施された諸事業の中から、山西養殖場電気設備改修工事、移動通信用鉄塔施設建設工事二箇所、林道殿野坪内線改良工事、林道ガードレール設置工事、林道殿野坪内線舗装工事、弥山橋旧橋撤去工事、天川村総合案内所整備工事、水質保全下水道事業MICS事

業施設整備工事 洞川温泉街路灯整備工事、洞川温泉道路美化工事、洞川温泉道標等整備工事、毛又橋橋梁架設下部工事、毛又橋橋梁架設上部工事 状況とその成果について確認したところであります。

まず、平成二十一年度天川村一般会計決算規模は、歳入総額で二、四六二、四二九千円、歳出総額二、一八一、一四八千円で、歳入歳出差引額は二八一、二八一千円、翌年度へ繰り越すべき財源四九、五四〇千円を差し引いた実質収支額は、二三一、七四一千円の黒字決算となっております。各種臨時交付金の影響などから堅調な財政運営を行っていることが伺える。

しかしながら、村税における収入未済額が一三、〇〇〇千円程発生している。平成二十年度決算と比較し、約三、〇〇〇千円増えている状況にある。

公平な負担の観点からも、滞納者の実態を十分把握し、悪質な滞納者に対する厳正な対処など早期に効率的・効果的な対策を講じ、未収金の解消と新たな収入未済の発生防止に一層努めることを要望するものであります。

また、歳出面では、事業の選択と集中の徹底を図り、実施した事業についてはその効果をしつかり検証されたい。今後においても健全で均衡ある財政運営につとめるとともに天川村長期総合計画を着実に推進されることを要望するものであります。

次に、平成二十一年度の各特別会計決算については、すべての会計で黒字

決算となっているものの、中央簡易水道事業にかかる、一般会計繰出金が多額に発生することが見込まれることから、その他の公営企業会計の負担分もあわせて償還計画に基づき、財政圧迫にならないよう今後の起債発行に留意されたい。

続いて、平成二十一年度実施された、百三十二事業のうち十四事業を対象に現地検査を実施した結果、水質保全事業（MICS事業）について、貯水槽の点検口からの臭気については十分な対策を講じられるとともに、し尿の投入口についても管理上の事故等が起らないよう対策を講じられたい。

最後になりましたが、過疎化・高齢化が進み、林業等基幹産業が低迷を続ける中、高齢化対策を中心とした行政需要の増加に加えて、村債の発行に伴う公債費の増加をはじめ、既存施設の維持管理等の経常経費についても年々増加傾向にあり、さらには生活環境の整備、学校施設の整備充実等への投資的経費も今後予想されるが、今後より一層の行財政改革に努めていただき、天川村に住んできてよかったといえる村づくりを進めていただくことを要望し、本委員会は平成二十一年度天川村一般会計並びに各特別会計の決算の認定案件十件を、全委員一致で認めることに決したことを結論とし、委員長報告とします。

可決事項

～条例について～

◇天川村税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の制定について

▶村税等を滞納し、納税について誠実性を欠く者に対して行政サービス等の制限措置を講じ、納税の公平性を確保するとともに村税等の徴収に対する村民の信頼を確保するため制定するものである。

◇天川村税条例の一部を改正する条例について

▶平成二十二年度税制改正に伴う個人住民税の扶養控除の見直し及び地方たばこ税の税率の引き上げ等により所要の改正を行うものであります。

◇天川村乳幼児及び児童・生徒医療費助成条例の一部を改正する条例について

▶乳幼児医療費助成制度について、村が独自に対象拡大している「小中学生の医療費完全無償化事業」についても自動償還方式の取扱いができることとなり、就学後の子どもを対象とした新たな証明書の発行を行うため所要の改正を行うものであります。

◇天川村心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について

▶療育手帳の障害の程度の記載が変更されたことに伴い所要の改正を行うものであります。

◇天川村営住宅設置条例の一部を改正する条例について

▶国土調査の成果に基づく地番が変更されたことにより所要の改正を行うものであります。

◇天川村下水道条例の一部を改正する条例

例について

▶ミックス事業の実施に伴い、今後生し尿の流入量に応じた繰入金が見込めることから、段階的に使用料を減額するため所要の改正を行うものであります。

～予算について～

◇平成二十一年度天川村一般会計補正予算（第二号）について

▶一八、四二六千円を増額し、総額を二、〇四三、八九七千円とするものです。

◇平成二十一年度天川村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第一号）について

▶八四〇千円を増額し、総額を二、六八、一四七千円とするものです。

◇平成二十一年度天川村介護保険特別会計補正予算（第一号）について

▶二、七四八千円を増額し、総額を二、四〇、九九二千円とするものです。

◇天川村過疎地域自立促進計画の策定について

▶平成十二年に制定された「過疎地域自立促進特別措置法」の期限が延長されたことに伴い、平成二十二年度から平成二十七年までの六カ年計画を新たに策定したものであります。

一般質問

最終日（十七日）に一般質問がありました。

◇銭谷議員の質問

▶平成二十一年度決算で、二億三千万円余りの黒字となっていますが、本来なら黒字決算は大変喜ばしいことですが、黒字額が異常とも思える額に、私は喜んで

いいのか疑問に思います。何もせずに黒字になったものなら、住民サービス等の低下につながるのか？

今後、村長は、黒字対策として何をしようとしているのか、政策なり、事業計画があるのならお聞かせ下さい。

◇村長の答弁

◆銭谷議員の質問にお答え致します。

ご指摘のとおり、平成二十一年度一般会計の歳入歳出決算における実質収支額は、地方交付税の増加に加え、各種臨時交付金事業の実施による財政効果等の影響により、2億円を超える黒字決算となっております。

また、本年度につきましても地方交付税の伸びと累積黒字等により、このまま推移致しますと前年度を上回る黒字決算となることが予測されるところであります。

私といたしましても、黒字を良しとするのではなく、これらの余剰財源をタイムリーに村政に反映すべきことは十分に承知しておりますが、国政の情勢が見極めにくい昨今、財源の六割近くを地方交付税に依存している本村にとって、今後の交付税制度の動向に十分注視する必要があります。将来的には決して楽観視できる財政状況にないものと認識しております。

さらに、長期総合計画並びに今定例議会に上程させていただきました過疎地域自立促進計画の重点事業への多額の財政出動も十分に視野にいれておく必要があります。

これらのことから、当面はより慎重を

期することが肝要であり、必要に応じ基金への積立も行ない、今後における効果的な事業実施に生かしていきたいと考えております。

◇銭谷議員の質問

◆政策を行うにしても、思いつきの計画性にとぼしい施策ではなく、雇用創出事業など若者定住や、Uターン、Iターンにつながる様な選択集中で行っていただくようお願いいたします。

◇小屋議員の質問

◆村長が九月十日の全員協議会のおりに、洞川中学校と天川中学校の統合について考えを示されました。このことについては、今後、いろいろな難問に突き当たると思いますが、再度、村長の決意をお聞かせ下さい。

◇村長の答弁

◆小屋議員の中学校統合に関する質問についてお答えいたします。

昨年、村長に就任以来、幼稚園・小学校・中学校の施設一体型による一貫教育の実現を目指して取り組んでまいりましたが、それぞれ関係するPTAの皆様方や地域の方々に対します説明等が十分ではなかった事などにより、結果的に保護者の皆様や地域の皆様、更には議員の皆様方にも大変なご心配やご迷惑をおかけいたしました。この場をおかりいたしまして、改めてお詫びを申し上げます。

さて、天川村においても、少子化による生徒・児童数の減少が大きな問題であり、中学校の統合は喫緊の課題であると考えています。

平成十九年度に洞川小学校と天川小学校の統合をいたしました。小学校が一校となり複式学級の解消や、より大きな集団での教育活動の展開が出来るようになり、現在子どもたちが生き生きと学校生活を送っております。

かねてから、教育委員会が取り組まなければならぬ緊急の課題として、中学校の統合問題が議論されてきました。本年度になり、教育委員の欠員補充や一部委員の変更があり、新体制の中で協議がなされ、その結果、次の内容の提案を受けました。

私はその提案内容について、よく理解ができましたので、私は強い意志をもって取り組もうと決断しました。

それは、洞川中学校と天川中学校を、現在の洞川中学校校舎を利用して一旦統合し、並行して天川小学校横に中学校校舎を建設し、完成した後に移転を行い、小・中一貫教育を実施するとうものことです。この考えに至ったのは、共に学び合ってきた子ども達が、小学校を卒業すると二ヶ所の中学校に分かれてしまうという、悲しい現実を一刻も早く解消したいこと、また、天川中学校の現校舎が国の耐震基準に達していないため、子どもの安全確保という観点を重視したことによるためです。

昨年度は、保護者や地域への説明会におきまして、幼・小・中一貫教育の実現を目指す方向で説明をしてきました。現在国の動きの中で「子ども・子育て新システム検討会議」が開催され、幼・保一元化の議論が積極的に行なわ

れています。

この動向は、天川村の就学前の子どもたちに大きな影響があり、今後村の子育ての施策として取り組まなければならない課題となってくるものと思われまます。

幼稚園におきましては、国の動きを正確に見極めながら、今後の村として取り組むべき子育てを含めた検討を進める場を設定したいと考えております。よって今回は、小・中一貫教育という方向で進みたいと考えています。

これから、各地区、保護者、学校等に対し、きめ細かくご理解を頂く取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、この取り組みに対しまして、深いご理解をいただきます、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

◇阪谷議員の質問

◆村長の政策の中の一つとして、本村の財産である森林資源を活用できる対策として、温泉施設のボイラーを化石燃料から木質燃料に入れ替え、間伐材の有効利用につなげ、環境循環型の村をつくらんとあります。

そこで、バイオマス導入についての進捗状況、今後の進め方等について村長の考えをお聞かせください。

◇村長の答弁

◆阪谷議員の質問にお答えいたします。木質バイオマス導入事業は、山に放置されている杉・桧の未利用木材の資源をエネルギーに転換して利用する事業であります。現在、本村においては、

温浴施設のボイラーの燃料としての利用が一番効果的だと考えておりますが、しかしながら、山から加工施設までの搬出の方法や経費等の検討、そしてチップとしての加工施設の建設と設置場所の選定の検討、そして温浴施設でのボイラーの適合性などすべて組み合わせさせた上での事業の実現であります。今後は、実現に向けての庁内検討グループを編成し、今申し上げました課題の検討を重ねバイオマス事業による林業の活性化に向けての第一歩として取り組んでいきたいと思っております。

◇ 阪谷議員の質問

過疎地域自立促進計画の中で、木質バイオマス導入概算事業費として、平成二十三年度に十万円、平成二十四年度に三百万円、平成二十五年度に三千五百万円、平成二十六年、平成二十七年にそれぞれ百万円が見込まれております。この計画に沿って進められると理解してよろしいか。

◇ 村長の答弁

◆ 只今も申し上げましたとおり、木質バイオマス導入事業実施に向けましては、搬出、加工施設、そして燃焼させるための施設までの円滑な流れや工法等について十分協議を重ね、過疎地域自立促進計画に沿った事業を推進できるように取り組んでいきたいと考えております。

◇ 阪谷議員の質問

◆ 入浴施設改修事業として、天の川温泉、洞川温泉、みずはの湯の改修事業費が合計で一億三千二百万円見込まれてお

ります。その内天の川温泉には、平成二十三年度に一億円の事業費が見込まれております。この事業内容についてお聞かせ願いたい。

◇ 村長の答弁

◆ 入浴施設改修整備事業につきましては、村営の三ヶ所の温浴施設の改修整備を予定しています。特に昭和六十年に建設された天の川温泉センターでは、施設全般の老朽化等による水漏れがたびたび発生し、苦慮しているところです。また、観光シーズンには建設当所に想定した利用者以上の観光客が訪れ、浴室・洗い場等が狭いため利用者に不便をきたしている状況です。そこで、このたび施設のリニューアルを計画し、概算事業費として一億円を見込んでおり、事業内容につきましては、今年度に予算化していただいております。専門家による基本調査の結果を参考に、進めていきたいと考えています。

◇ 阪谷議員の質問

◆ 天の川温泉の改修事業費一億円にボーリング費用は見込まれておりますか。また、平成二十三年度に一億円をかけて天の川温泉を改修されるのであれば、長期間の休館も予想されます。木質バイオマス導入事業費として、平成二十五年に見込まれている三千五百万円を前倒して天の川温泉に木質バイオマスを導入される考えはありませんか。

◇ 村長の答弁

◆ 一億円ではボーリング費用は厳しいと思います。またリニューアルすれば、長期の休業となると思いますが、出来る限り休業期間が少なくなるよう期的なものも考えながら進めて行きたいと思えます。

◇ 阪谷議員の質問

◆ 平成二十五年に木質バイオマス導入と洞川温泉の改修を予定されておりますが、これはまず洞川温泉施設に木質バイオマスを導入される考えなのですか。

◇ 村長の答弁

◆ この両事業につきましては現時点では関連はしておらず、洞川温泉への木質バイオマスの導入について特定しているものではありません。今後も入浴施設の改修の状況や設置場所を考え検討し、また他の施設への導入の可能性等も含めて取り組みを行なっていきたいと考えています。

◇ 阪谷議員の質問

◆ 高齢化の進む中、また、集落が散在しておることから、上水道については、谷水を利用し飲料水を確保しているものの水量や維持管理に苦慮している状況にある西部地区の上水道未整備地区の改善について、今後の整備計画の考えをお聞かせ下さい。

◇ 村長の答弁

◆ 阪谷議員の西部地区の上水道整備についての質問にお答え致します。本村の上水道事業につきましては、簡易水道事業として洞川地区、栃尾地区、中央地区があり、現在八三%の普及率

となっております。

さて、これらの地域を除く九尾以西地区の現状といたしましては、概ね各大字所有の谷水供給施設を維持管理し使用されておりますが近年、施設の老朽化に加え住民の高齢化により継続維持に支障を来たす大字も発生してきております。

すでに本年、一地区より正式に簡易水道事業への移行の要望や、他地区からも施設の改修の要望もいただいている状況であります。

今後は水道の整備計画を作成のうえ、各地区の実情を正確に把握し、簡易水道か、または今ある水道整備補助金の制度の見直しを含めた検討を行い、西部地区の地域に合った整備計画を作成し、進めていきたいと考えております。

◇ 阪谷議員の質問

◆ 過疎地域自立促進計画の中で簡易水道未普及地域の整備事業費が平成二十四年度に二億円、平成二十五年、平成二十六年にそれぞれ三億円と三年間で八億円が見込まれております。このうち平成二十四年度に見込まれております。二億円については、一地区からの簡易水道事業への移行要望を受けて見込まれているのですか。

◇ 村長の答弁

◆ 一地区の要望も含めて西部地域の総合的な計画を立てているところです。



過換気症候群 (過呼吸症候群)

この病気は、緊張や不安、興奮や恐怖など、精神的な要因で起こります。突発的に息があらくなり、手足や唇がしびれ、動悸、胸痛、吐き気、けいれんなどの症状がでます。若い女性に多いのですが、男性や高齢者にも見られます。発作は、呼吸を速く繰り返したために、血液中の二酸化炭素が減って血液がアルカリ性になり、筋肉や神経の機能に異常が生じたために起こります。

この発作が起こると、時には息がでなくなり、手足が硬直して失神することもあります。ひどい時は、「このまま死ぬのではないか」という恐怖感におそわれます。何事に対しても不安になりやすい性格の人に起こりやすいのですが、性格に関係なく、強いストレスやマラソンなどの運動でも起こることがあります。

狭心症や肺炎のほか、肺に穴があく気胸などと区別しなければならぬものもあります。その人の病歴や発作の状況などから診断がつかず。

治療は、一般的にペーパーバッグ法を行います。これは、紙袋で口と鼻をおおい、自分のはいた息を再び吸い込みます。これを繰り返すことにより、血液中の二酸化炭素の濃度が上がり、症状がやわらいできます。これで回復しないときは、注射などが必要な場合があります。

があります。
この病気について主治医から詳しく説明を受け、知識をしっかりと身につけることが大切です。

奈良県医師会

世界エイズデー(十二月一日)

エイズ相談・HIV検査(エイズ検査)を休日、夜間に行います。

日時

○休日検査(予約不要)
十二月五日(日)

午後一時～午後三時

○夜間検査(予約不要)

十二月七日(火)

午後五時半～午後七時半

○通常相談・検査(予約不要)

毎月第二・四日曜日(祝祭日除く)

午前九時～午前十一時

内容

相談 血液検査 結果説明

場所・吉野保健所

吉野郡下市町新住一五二三

※検査、相談は無料・匿名です。

問い合わせ先

吉野保健所 健康増進課 感染症係

☎〇七四七五二一〇五五一

十一月十五日～二十一日は「女性の人権ホットライン強化週間」です

夫・パートナーからの暴力をはじめとして職場等におけるセクシュアルハラスメント、ストーカー行為など女性

の人権に関わる問題全般について、人権擁護委員の中の男女共同参画社会推進委員が下記のとおり無料・秘密厳守で電話相談に応じます。

日時・平成二十一年十一月十五日(日) から同月二十一日(土)

(平日) 午前八時三十分から午後七時まで

(土曜日・日曜日) 午前十時から午後五時まで

対象・奈良県内在住の女性

相談員・奈良県人権擁護委員連合会

女共同参画社会推進委員(人権擁護委員)

お問い合わせ先

全国一斉「女性の人権ホットライン」

☎〇五七〇一〇七〇八一〇

(全国共通ナビダイヤル)

「不法投棄ゼロ作戦」

推進キャンペーンについて

県土の環境保全を目的に、不法投棄ゼロを目指す「不法投棄ゼロ作戦」推進キャンペーンを実施します。

実施期間・平成二十二年十一月八日(月)～十四日(日)「不法投棄ゼロ作戦強化週間」

キャンペーンの主な内容

不法投棄ゼロ作戦推進大会の開催

日時・十一月十三日(土) 十三時～

場所・大淀町文化会館 会議室A、

B(近鉄下市口駅から徒歩十分)

概要

事例発表 大淀町(建設環境部環境整備課) 南和広域美化センター

講演「ごみについて考えよう」

講師・フリーアナウンサー

桑原征平氏

展示コーナー(啓発ポスター・リサイクル認定製品等)

※入場無料

お問い合わせ先

奈良県景観環境局廃棄物対策課内

奈良県不法投棄ゼロ作戦推進キャンペーン実行委員会

☎〇七四二二二七七八四八

FAX 〇七四二二二二七四八二

「市民法律講座」実施要領

開催日・テーマ

十一月十三日・相続・遺言

十二月十一日・裁判員制度

一月八日・建築に関する紛争

二月十二日・犯罪被害者

三月十二日・成年後見

時間・午後一時～三時まで

場所・奈良弁護士会館

申込・ハガキ・FAX(〇七四二二二三八三一九)にて

希望講座、郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、電話番号を記入

申込先・奈良弁護士会

〒六三〇一八三三七

奈良市中筋町二十二番地の二

☎〇七四二二二二二〇三三五

FAX 〇七四二二二二三八三一九

十一月二十五日から十二月一日は『犯罪被害者週間』です！

「犯罪被害者等基本法（平成十六年十二月一日成立）」に基づき閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」で毎年十一月二十五日から十二月一日の一週間を『犯罪被害者週間』と設定され、期間中、国、地方公共団体、民間団体等が、犯罪被害者等への理解の増進を図るための啓発事業を集中的に実施することとしました。

地域社会で犯罪被害者を支えるとともに、地域社会が一丸となって犯罪と対決する気運を高め、「安全・安心の街づくり」を実現するため、犯罪被害者支援奈良県民のつどいを開催します！

日時：平成二十二年十一月二十六日（金） 午後一時半～午後四時半（午後一時開場）

場所：奈良市ならまちセンター（市民ホール）
奈良市東寺林町三十八番地

※近鉄奈良駅から南へ徒歩十分（猿沢池南側）

主催：奈良県・奈良県警・（社）なら犯罪被害者支援センター

オープニング：奈良県警察音楽隊によるウェイルカムコンサート

開会式典：主催者あいさつ等

基調講演：演題「途切れない支援の重要性」・全国犯罪被害者の会幹事・NPO法人ひょうご被害者支援センター 監事 土師 守 氏

被害者支援フォーラム：テーマ「犯

罪被害者への途切れない支援」★参加無料です。皆さんの参加をお待ちしています。

問い合わせ先：奈良県警察本部県民サービス課犯罪被害者支援係
☎：〇七四二二二一〇二〇（代表）

犯罪被害者のための相談窓口

ナポくん相談コーナー

☎：〇七四二二二一〇八（ダイヤル式）
#九一〇（プッシュ式）
FAX：〇七四二二二四〇八七四

時間：終日

内容：犯罪被害やストーカー・配偶者からの暴力・子供の非行・嫌がらせなど、事件や事故に至っていないが不安や危険を感じていることなど

ヤング・いじめ一〇番

☎：〇七四二二二一〇二一（中南和少年サポートセンター）
☎：〇七四四一七四四四四

時間：終日

内容：子供の非行問題、いじめなどで悩んでいる少年の相談

悪質商法一〇番

☎：〇七四二二二四九四四一
時間：終日
内容：悪質商法の被害に関する相談

性犯罪被害相談一〇番

☎：〇七四二二二四四一一〇
時間：土・日・祝日を除く八時半～十七時十五分
内容：性犯罪被害の届出及び性犯罪

に関するあらゆる相談
◎覚せい剤一〇番

☎：〇七四二二二一八二八
時間：終日
内容：薬物被害に関する相談

暴力一〇番

☎：〇七四二二二五〇一一〇
☎：〇七四二二二九三三八四
時間：終日

内容：暴力団に関する困りごと相談

暴力団からの離脱に関する相談・各警察署の警察安全相談・「ナポくん相談コーナー」

各警察署の代表電話番号（内線二二六）

時間：終日
内容：犯罪被害やストーカー・配偶者からの暴力・子供の非行・嫌がらせなどの事件や事故に至っていないが不安や危険を感じていることなど

（社）なら犯罪被害者支援センター

☎：〇七四二二二四〇七八三
時間：月～水、金・土曜（祝日、年末年始を除く）十時～十五時
内容：犯罪被害者やそのご家族等からの電話相談・面接相談

警察による被害者支援に係る各種施策等

捜査過程における被害者の精神的負担の軽減

◎被害者支援要員制度
被害者に対する支援活動は、事件発生直後から必要となります。

そこで、専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、捜査員とは別に指定された警察職員が、各種被害者支援活動を推進する制度を実施しています。

性犯罪被害者対策要員制度

強姦、強制わいせつ等の性犯罪は、被害者の尊厳を踏みにじり、身体的のみならず精神的にも極めて思い被害を与える犯罪です。しかし、性犯罪の被害者は、精神的ショックや羞恥心から、警察への被害申告をためらうことも多く、被害が潜在化するとも言われています。

そこで、性犯罪について、指定された女性警察官が、性犯罪の捜査や被害者の支援に当たる制度を実施し、性犯罪被害者の精神的負担の軽減に努めています。

被害者に対する情報提供等

◎被害者の手引の作成と交付
被害者にとって、犯罪によって受けた被害を回復・軽減するために受けることのできる支援の内容や、刑事手続きに関する情報は、あまりなじみのないものです。そこで、警察では、刑事手続の概要、捜査への協力をお願い、被害者が利用できる制度、各種相談機関や窓口についてわかりやすく記載したパンフレット「被害者の手引き」を作成しています。

「被害者の手引き」は、原則として、殺人や傷害、性犯罪などの身体犯の被害者やひき逃げ事件や交通事故死亡事故などの重大な交通事故事件の被害

者等に対して、事情聴取に当たった捜査員等が配付しています。

◎被害者連絡制度

犯罪の被害者は、捜査の状況や加害者がどのような処分を受けたかなどについて非常に関心があるのが普通です。警察では、原則として、身体犯や重大な交通事故事件の被害者又はその遺族の方に対し、刑事手続き及び犯罪被害者のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が連絡を行う制度を実施しています。

▼被害者等の安全確保

◎再被害防止の措置

被害者は、加害者から再び危害を加えられるのではないかとという不安を持っていきます。特に暴力団の被害者の中には、いわゆる「お礼参り」などを恐れて届出をちゅうちょし、泣き寝入りするなどのケースが見受けられます。

そこで警察では、被害者が安心して届出ができるよう、被害者との連絡を密にし、必要な援助を行うとともに、状況に応じて自宅や勤務先における身辺警戒やパトロール等を強化したり、緊急通報装置を貸出すなど、被害者への危害を未然防止するため、種々の対策を講じています。

▼女性・子供を犯罪被害から守るための施策

◎女性のための安全相談所等の設置

県下の六交番に「女性のための安全

相談所」を開設し、女性警察官が性犯罪等に関する相談や被害届に対応しています。

◎少年サポートセンターの設置

警察本部少年課内及び橿原市内の二カ所に少年サポートセンターを開設し、いじめや犯罪被害に悩む少年やその保護者等に対する支援活動を行うとともに、被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援する活動を推進しています。

社団法人なら犯罪被害者支援センター

事件や事故の被害にあったことが原因で、▼恐ろしくて外出できない。▼よく眠れない、悪夢を見る。▼現実だという感覚がない。▼何をやる気力もない。▼以前の生活に戻れない。など、ひとりでお悩みではありませんか。

社団法人なら犯罪被害者支援センターは、犯罪被害者やそのご家族等からの相談に応じるなどの支援等、犯罪被害者等の方々が再び平穏な生活を営むことができるよう活動している民間のボランティア組織です。

犯罪被害者やご家族の方からの電話相談・面接相談を行っています。

▼電話相談：月曜～水曜、金曜～土曜の午前十時から午後三時まで（ただし祝日、年末年始を除く。）

☎：〇七四二一四一〇七八三

▼面接相談：犯罪被害者等の希望や必要により、専門家による心理相談。

カウンセリングや法律相談等を行っています。面接相談には予約が必要です。相談電話に申し込みください。

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」の概要 平成二十年十二月十八日施行

▼支給対象事件：

- ・平成七年三月二十日発生の地下鉄サリン事件
- ・平成六年六月二十七日～二十八日発生の松本サリン事件
- ・平成元年十一月四日発生の弁護士一家殺人事件
- ・平成六年五月九日発生のサリンを使用した弁護士殺人未遂事件
- ・平成六年十二月二日発生のVXを使用した殺人未遂事件
- ・平成六年十二月十二日発生のVXを使用した殺人事件
- ・平成七年一月四日発生のVXを使用した殺人未遂事件
- ・平成七年二月二十八日～三月一日に発生した公証役場事務長逮捕監禁致死事件

▼給付額：

次のとおり類型及び金額を定める。

◎死亡：二千万円

◎障害：

ア…介護を要する障害（一・二級）
三千万円

イ…重度の障害（一～三級で、ア以外のもの）二千万円

ウ…その他の障害（四～十四級）

五百万円

◎傷病（死亡・障害をもたらすものを除く）

ア…重傷病（通院加療一月以上の傷病）百万円

イ…重傷病以外の傷病（通院加療1日以上二月未満の傷病）十万円

▼給付の手続・事務：

一、給付は国が行い、所管庁は国家公安委員会（警察庁）とする。

二、都道府県公安委員会において申請受付・裁定を行うこととし、施行に要する経費は、事務費を含め、国において措置する。

三、裁定に必要な記録等の分類・整理・提出を、公務所及び破産管財人等に求めることができる。

四、被害者等に対する周知措置、被害者等が資料提出等について過重な手続負担を負わないようにするための規程を置く。

▼申請の期間：

◎法律施行の日から二年間。（本年十二月十七日まで）

やむを得ない理由によりこの期間内に申請ができなかったときは、その理由がやんだ日から六ヶ月以内に限り申請することができる。

戦後強制抑留者の皆様へ

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金の請求受付が、平成二十二年十月二十五日（月）から始まりました。

◎対象者は、戦後強制抑留者で平成二

十二年六月十六日に日本国籍を有するご存命の方です。

◎請求受付期間は、平成二十二年十月二十五日～平成二十四年三月三十一日です。

◎当基金から請求書類をお送りします。まだ、お手元に届いていない方は、当基金にお電話ください。

◆お問い合わせ先…
独立行政法人平和祈念事業特別基金
事業部特別給付金担当

☎…〇五七〇一〇五九二〇四
(IP電話、PHSからは〇三五六八〇一七四八)

◆受付時間…平日九時～十八時(土曜、日曜、祝日はご利用いただけません)

◆奈良県最低賃金が改定されました

◆時間額…六九一元

(平成二十二年十月二十四日発効)
最低賃金は、常時・臨時・パートタイマー・アルバイトなど、雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者に適用されます。

◆お問い合わせ

奈良労働局賃金室

☎…〇七四二二三一〇二〇六

大淀労働基準監督

☎…〇七四七五二一〇二六

◆奈良労働局からのお知らせ

「一人でも雇ったら、入ろう。労働保険！」十一月は「労働保険適用促

◆強化期間です。

労働者を一人でも雇っている事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)に加入

することが法律で義務付けられています。また、加入手続きをとられていない事業主の方は、従業員の方が安心して働けるよう、加入手続を行ってください。

◆お問い合わせ先…

大淀労働基準監督

☎…〇七四七五二一〇二六

公共職業安定所(ハローワーク下市)

☎…〇七四七五二一三六六七

奈良労働局労働保険徴収室

☎…〇七四二二三一〇二〇三

◆南和の医療を考えるシンポジウムの開催

◆日時…平成二十二年十一月一日(月) 午後一時開場 午後一時半開演

◆場所…五條市市民会館 大ホール

◆基調講演…テーマ「地域医療の現状と課題」 講師 監査法人トーマツ

和田頼知 氏(公認会計士)

◆パネルディスカッション…

◎テーマ「地域医療は地域で守る」

◎コーディネーター 奈良県医療政策

部長 武末文男 氏

◎パネラー 県立五條病院 院長 松

本昌美 氏

町立吉野病院 院長 國松幹和 氏

町立大淀病院 院長 西浦公章 氏

◆参加方法…参加は自由で申込み等手

続きは不要です。

◆お問い合わせ先…南和の医療等に関する協議会事務局

☎〇七四七五二一三二八三

◆税務署からのお知らせ

「相続又は贈与等に係る生命(損害)保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更について」

相続、贈与等により取得した生命保険契約や損害保険契約等に係る年金の所得税の取り扱いを改めることとしました。

この取扱いの変更により、所得税の還付を受けることができる場合があります。詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】を閲覧するか、最寄の税務署にお問い合わせ下さい。

◆お問い合わせ先…吉野税務署総務課

☎…〇七四六一三三三三五(代表)

◆小規模企業共済制度のご案内

小規模共済制度は、個人事業主または会社等の役員の方が事業をやめられたり退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく国がつくった共済制度で、いわば「小規模企業の経営者のための退職金制度」といえます。

この制度の特徴は、掛金は全額所得控除。受け取る共済金も退職所得扱い又は公的年金等の雑所得扱いとなります。

詳しい内容のお問い合わせと加入申込みは、商工会、商工会議所、青色申告会、金融機関の本支店の窓口でお願いしています。制度の運営は、独立行

政法人中小企業基盤整備機構が行っています。

中小企業基盤整備機構共済制

URL: <http://www.smj.go.jp/yosai/index.html>

◆お問い合わせ先…

中小企業基盤整備機構コールセンター

☎…〇五〇一五五四一七二七

地域福祉ボランティア基金

金、100,000円

九尾 大谷 チヨエ 様

(亡夫、大谷 勇 様のご供養として)

ありがとうございました

善意銀行

金、100,000円

花谷 光信 様

(亡父 花谷 清美 様のご供養として)

ありがとうございました

中吉野警察署からのお知らせ

「指名手配被疑者の
検挙に御協力を!!」

平成二十二年九月末現在、全国の警察から指名手配されている者は、警察庁指定特別手配被疑者として地下鉄サリン事件などで特別手配しているオウム真理教関係被疑者三人を始めとして、約千二百人に上っています。

これらの被疑者は、殺人、強盗等の凶悪事件、暴行、傷害等の粗暴事件、窃盗事件、詐欺、横領等の知能犯事件などに関して手配されており、再び犯行を行うおそれがあります。

警察では、特に重大な犯罪の被疑者を選定した上で、十一月中旬に全国警察の総力を挙げて追跡捜査を行うこととし、これら被疑者の早期検挙に取り組んでいるところです。

この指名手配被疑者の発見に向けた捜査活動には、国民の皆さんの御協力が是非とも必要です。

指名手配被疑者によく似た人を見掛けたといった情報など、どんなわずかなことでも結構ですので、警察に通報していただくようお願いいたします。

▼お問い合わせ先…中吉野警察署
☎〇七四七五二〇一一〇

重要指名手配 300名

奈良県警察本部

オウム真理教関係特別手配 懸賞金500万

奈良県警察本部

奈良県医師会の学術部会が行なう健康相談のお知らせ

お気軽にご利用下さい。なお、健康相談は無料相談のみで、診療・検査等を行なっておりませんので、あらかじめご了承ください。

◎目の健康相談（眼科医会）

十一月九日（火）午後二時～三時
予約不要

◎整形外科に関する健康相談（整形外科部会）

十一月十六日（火）午後二時～三時
予約必要

◎内科疾患に関する健康相談（内科部会）

十一月十六日（火）午後二時～三時
予約必要

◎精神科に関する健康相談（精神神経科部会）

十一月二十六日（金）
午後三時～四時 予約必要

▼場所…奈良県医師会館・1階 県民健康サービスマ（近鉄大和八木駅から北へ徒歩七分）

▼連絡先…千六三四一八五〇二
橿原市内膳町五一五十八

奈良県医師会各主催部会
☎〇七四四一三二一八五〇二

てんいち先生

児童虐待相談センター 4210番

児童相談所全国共通ダイヤル 0570-064-000

幼稚園だより

心豊かにたくましく生きる子どもたち

未就園児交流会

さわやかな秋空のもと、天川幼稚園において9人の未就園児を迎え交流会を行いました。

『体を動かす楽しさや、異年齢の子どもと触れ合って遊ぶ楽しさを感じる』ことをねらいとし、運動場で体操・玉入れ・綱引き等々ミニミニ運動会を楽しんだり、総合遊具で遊んだりしました。

一緒に手をつないだり、話しかけたりしながら活動する28人の園児は、9人の頼もしい、そして優しいお兄ちゃんおねえちゃんになっていました。未就園児もそんなお兄ちゃんお姉ちゃんに笑顔で答えていました。

このような姿を目にして、触れ合って遊ぶことの大切さと、そのような機会と場所作りとしての幼稚園の役割に取り組んでいきたいと思いました。



天川村民憲章

(平成10年1月1日制定)

私たちは、古い歴史と大自然の中で育まれた天川村民であることに誇りを持ち、一人ひとりが生きがいのある村づくりをするためこの憲章を制定します。

誰もが満天に輝く星のように

- 一人ひとりが光り輝き、互いの人権を確かめ、共に生きるあたたかい村にしましょう。
- ふれあい、支えあい、楽しみあえる福祉の村にしましょう。



の国



の国

誰もが清らかで力強さのある流れのように

- 郷土の歴史から古きを学び、新しい文化を創造する村にしましょう。
- 共に学び語りあう、生涯学習の村にしましょう。
- 誰もが清らかで力強さのある流れのように
- スポーツに汗を流し、働く厳しさの中にも明日への希望と喜びを感じる村にしましょう。
- 自然と共に生き、豊かで活気みなぎる村にしましょう。



の国



村の花
オオヤマレンゲ



村の木
杉



村の鳥
コマドリ

9月のごみ収集状況

燃焼 36.20トン
前月比 54.05%
前年同月比 100.11%

不燃 3.98トン
前月比 77.43%
前年同月比 127.16%

資源 8.45トン
前月比 74.65%
前年同月比 91.97%

粗大 2.29トン
前月比 110.63%
前年同月比 76.33%